

蕨市建設工事に係る発注見通し及び入札結果等の公表要綱

蕨市建設工事に係る入札結果等の公表要綱（平成10年蕨市要綱第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の発注見通し並びに建設工事並びに同工事に係る設計、調査及び測量の請負契約に関する入札並びに契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公開するために必要な事項を定めるものとする。

（発注見通しの公表）

第2条 当該年度に250万円を超える建設工事の発注が見込まれる課の長（以下「事業課長」という。）は、4月1日（予算が成立していない場合にあつては、予算成立の日）までに、当該建設工事を契約担当課長に通知しなければならない。

2 契約担当課長は、前項の通知を受けた後速やかに、当該建設工事に係る公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「施行令」という。）第5条第1項に規定する次の事項を公表しなければならない。

（1） 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要

（2） 入札及び契約の方法

（3） 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）

3 事業課長は、7月1日、10月1日及び1月1日を目途として、第1項の規定による通知の見直しを行い、変更があつた場合は、遅滞なく、契約担当課長に通知するものとし、契約担当課長は、前項に規定する公表の事項に変更があつた場合は、速やかに、変更後の当該事項を公表しなければならない。

（入札及び契約の過程に関する事項の公表）

第3条 契約担当課長は、施行令第7条第1項に規定する次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

（2） 自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

（3） 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 契約担当課長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表す

るものとする。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 自治令第167条の5の2又は第167条の11第3項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定めた場合の当該資格

3 契約担当課長は、予定価格が200万円を超える建設工事及び予定価格が100万円を超える建設工事に係る設計、調査及び測量（以下「建設工事等」という。）の入札日前に、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 建設工事等の名称
- (2) 建設工事等の場所
- (3) 入札（開札）日時
- (4) 入札方法
- (5) 設計金額

4 契約担当課長は、前項に規定する入札を行ったときは、速やかに、次に掲げる事項を公表するものとする。この場合において、入札辞退者名についても、公表するものとする。

- (1) 予定価格
- (2) 最低制限価格（建設工事以外を除く。）
- (3) 指名業者名（一般競争入札にあつては入札参加者）
- (4) 入札経過（入札者名及び入札金額）
- (5) 入札結果（落札者名及び落札金額）
- (6) 最低制限価格未満の入札者名
- (7) 指名理由（建設工事以外を除く。）
- (8) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加させなかった業者名及びその者を参加させなかった理由

5 入札不調の場合は、前項の規定にかかわらず、入札不調と表示して公表するものとする。

（契約の内容に関する事項の公表）

第4条 契約担当課長は、建設工事等に係る契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 建設工事等の名称、場所、種別及び概要
- (3) 建設工事等の着手時期及び完成時期
- (4) 契約金額

(5) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

- 2 契約担当課長は、契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る前項第2号から第4号までに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する公表は、インターネットを利用して閲覧に供するものとする。

(公表の期間)

第6条 契約担当課長は、第2条に掲げる事項にあつては当該年度の3月31日まで、第3条第2項から第4項まで及び第4条に掲げる事項にあつては発生年度の翌年度の3月31日まで公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の蕨市建設工事に係る入札結果等の公表要綱の規定によりなされた公表その他の行為は、この要綱による改正後の蕨市建設工事に係る発注見通し及び入札結果等の公表要綱の規定によりなされた公表その他の行為とみなす。

附 則 (平成19年3月26日要綱第7号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月27日要綱第10号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日要綱第47号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。